

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年5月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第6号

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局財政部経営改革課)